

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

平成20年4月23日

公告第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の健康管理及び生活習慣病の早期発見により健康の保持増進を図るため、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第33号）第3条の規定に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する健康診査（以下「健康診査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、広域連合の被保険者とする。ただし、次の各号に掲げる者は当該年度の健康診査の対象者とししない。

- (1) 生活習慣病により治療中の者（健康診査を希望する者を除く。）
- (2) 当該年度の3月に被保険者の資格を取得した者
- (3) 当該年度において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる健康診査に相当する健康診断を受けた者
- (4) 前年度の3月末日までに第15条により健康診査対象者の除外の申し出があり、その後、第15条により除外の解除をしていない者。

(健康診査の種類等)

第3条 健康診査は、個別健診及び集団検診の2種類とする。

- 2 対象者のうち、健康診査を受けようとする者（以下「受診者」という。）は、個別健診又は集団検診のいずれか一方を各年度につき1回受診できるものとする。
- 3 健康診査は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき市町が実施する特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる者をいう。）を選定する検査（以下「生活機能評価」という。）又は市町が実施する人間ドック（以下「人間ドック」という。）と同時に実施することができるものとする。
- 4 健康診査の項目は、別表のとおりとする。

(受診できる機関)

第4条 受診者が健康診査を受診できる機関（以下「健診機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 個別健診については、広域連合及び一般社団法人山口県医師会（以下「医師会」という。）が協議し、決定した医療機関又は市町から実施の申出があり、広域連合と契約を締結した直営診療施設等とする。
- (2) 集団検診については、広域連合及び市町と契約を締結した医療機関等とする。

(個別健診)

第5条 個別健診に要する受診者1人当たりの単価（以下「個別健診単価」という。）は、広域連合及び医師会が協議し、決定するものとする。

- 2 広域連合は、個別健診の実施に係る業務のうち、健康診査受診券（別記様式第1号）及び質問票の発送に関する業務を市町に委託するものとする。

(集団検診)

第6条 集団検診に要する受診者1人当たりの単価（以下「集団検診単価」という。）は、市町及び当該医療機関等が協議し、決定するものとする。この場合において、当該集団検診単価が個別健診単価を上回るときは、その上回る額は当該市町が負担するものとする。

2 広域連合は、集団検診の実施に係る業務のうち、健康診査受診券及び質問票の発送並びに実施日における受付等に関する業務を市町に委託するものとする。

(受診者負担金)

第7条 健診機関は、受診者から500円を負担金として徴収する。

(健診結果報告)

第8条 健診機関は、健康診査を完了したときは、その結果を、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づいて電子データとして取りまとめ、広域連合が指定する決済を代行する機関（以下「決済代行機関」という。）を経由して広域連合に報告するものとする。

(健康診査費用の支払)

第9条 広域連合は、前条の規定による報告が適当であると認めるときは、健診機関に、個別健診単価又は集団検診単価にそれぞれの受診者数を乗じて得た額の合計額から第7条の負担金にそれぞれの受診者数を乗じて得た額を減じて得た額を支払うものとする。ただし、生活機能評価と同時に実施したときは、この額から重複する検査項目に係る費用の額を減じて得た額を支払うものとする。

2 人間ドックと同時に実施したときにおける広域連合の支払については、前項の規定にかかわらず、広域連合及び人間ドックを実施した市町又は広域連合、人間ドックを実施した市町及び健診機関が協議して定める。

3 健診機関は、対象者でない者を受診させたときは、その対象者でない者の費用を広域連合に請求することができない。ただし、当該健診機関に過失がないときは、この限りでない。

(本人確認)

第10条 健診機関又は市町は、健康診査の実施日における受付時において健康診査受診券及び受診者の身分を示す証明書（後期高齢者医療被保険者証その他の官公署が発行した証明書）により本人確認をしなければならない。

(再委託)

第11条 市町又は健診機関は、広域連合から受託した業務のうち、第三者に委託することが適当であると認められる業務については、再委託することができる。

2 市町又は健診機関は、前項の規定により再委託しようとするときは、事前に当該再委託部分についての業務内容及び履行体制に関する事項を記載した書類を広域連合に提出し、承認を受けなければならない。再委託の相手方を変更しようとするときも、同様とする。

3 市町又は健診機関は、前項の承認を得て第三者に再委託するときは、当該再委託業務についての一切の責任を負う。

(結果通知)

第12条 健診機関は、健康診査を実施したときは、受診者に健康診査の結果を通知するものとする。ただし、健診機関から広域連合へ当該結果の通知について、広域連合から通知するよう求めがあった場合については、この限りでない。

(委託料)

第13条 市町は、第5条第2項又は第6条第2項に規定する委託業務を完了したときは、速やかに後期高齢者医療健康診査委託料請求書（別記様式第2号）を広域連合に提出しなければならない。

- 2 広域連合は、前項に規定する委託料の請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに市町に委託料を支払わなければならない。
（健康診査受診券の再交付）

第14条 受診者は、紛失、盗難又は損傷により健康診査受診券の再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、申請日が記載され、及び申請人が署名し、又は記名押印した健康診査受診券再交付申請書（別紙様式第3号）でなければならない。
- 3 前項の健康診査再交付申請書は、広域連合に提出しなければならない。
- 4 受診者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する受診者に代わって、当該受診者に係る第2項の健康診査受診券再交付申請書を提出することができる。
（健康診査対象者の除外及び除外の解除）

第15条 広域連合の被保険者は、申請により、健康診査の対象者から除外又は除外の解除をすることができる。

- 2 前項の規定による申請は、申請日が記載され、及び申請人が署名し、又は記名押印した健康診査対象者除外等申請書（別紙様式第4号）でなければならない。
- 3 前項の健康診査対象者除外等申請書は、広域連合に提出しなければならない。
- 4 申請人の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する申請人に代わって、当該申請人に係る第2項の健康診査対象者除外等申請書を提出することができる。
（データの管理及び保存）

第16条 広域連合は、健康診査に係るデータを、特定健診等データ管理システムにおいて管理し、5年間保存するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第12条の規定は、平成21年4月1日以後に行う健康診査から適用し、同日前に実施した健康診査については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

健康診査の項目

区分	内 容
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目
	自覚症状等
計測	身長
	体重
	BMI
	血圧
診察	理学的所見（身体診察）
脂質	中性脂肪
	HDL－コレステロール
	LDL－コレステロール
肝機能	AST（GOT）
	ALT（GPT）
	γ－GT（γ－GTP）
尿・腎機能	尿糖
	尿蛋白
貧血検査	血色素量
	赤血球数
	ヘマトクリット

上記の項目に加え、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

代謝系	空腹時血糖
	ヘモグロビンA1c

別記様式第 1 号（第 5 条、第 6 条、第 1 0 条、第 1 4 条関係）
（表面）

〒	—
---	---

修正記入欄	〒	—
-------	---	---

健康診査受診上の注意事項

- 1. 上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。
（健康診査受診結果等の送付に用います。）
- 2. 健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 3. 健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 4. 健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他（人間ドック）健診についても同様です。
- 5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返してください。
- 7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- 8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(裏面)

健康診査受診券

年 (年) 月 日 交付

受診券整理番号			
氏名			
性別		生年月日	年 (年) 月 日
有効期限	年 (年) 月 日		

健診内容			実施 形態	実施 項目	窓口の自己負担			保険者負担 上限額
					負担額	同時実施負担額	負担率	
健診	基本項目		個別					
			集団					
	詳細項目	貧血	個別					
			集団					
		心電図	個別					
			集団					
		眼底	個別					
			集団					
健診以外の項目	生活機能評価	生活機能	個別					
		チェック	集団					
		生活機能 検査	個別					
			集団					
	追加健診		個別					
			集団					
人間ドック			個別					
			集団					

保険者等	所在地							
	電話番号							
	番 号							
名 称								

契約とりまとめ機関名	
支払代行機関番号	
支払代行機関名	

後期高齢者医療健康診査委託料請求書

年 月 日

山口県後期高齢者医療広域連合長 様

市町長名



後期高齢者の健康診査事業実施に係る委託料として、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

〔請求内訳〕

健康診査受診券及び質問票発送に伴う経費

被保険者数	契約単価	金 額
人	円	円

※被保険者数は健康診査実施年度の 4 月 1 日の被保険者人数とする。

集団検診実施業務に伴う経費

受診者数	契約単価	金 額
人	円	円

〔振込先〕

口座振替依頼欄	金融機関名・支店名		種別	口座番号						
	銀行	本店	普通 当座							
		支店								
	農協	本所								
		支所								
口座名義人										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

健康診査受診券再交付申請書

申請日 年 月 日

山口県後期高齢者医療広域連合長 様

受診者氏名 印

生年月日 年 月 日

被保険者番号

世帯主による申請の場合のみ記入

世帯主氏名 印

受診者との続柄

次の理由により再交付を申請します。

理由	1 健康診査受診券を紛失したため 2 健康診査受診券の損傷が著しいため 3 その他 ()
送付先	〒 -
連絡先	自宅 ・ 携帯 ・ 職場 () -

(注意事項)

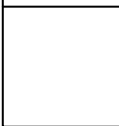
- 1 受診者に代わって、受診者の属する世帯の世帯主が申請することができます。
- 2 健康診査受診券の損傷が著しいため再交付を申請するときは、現在使用している健康診査受診券を添付してください。

《市町職員 確認欄》

生活機能評価同時実施 有 ・ 無

市役所（町役場）宛に送付を希望 する ・ しない

職員印



健康診査対象者除外等申請書

申請日 年 月 日

山口県後期高齢者医療広域連合長 様

受診者氏名 ⑩

生年月日 年 月 日

被保険者番号

世帯主による申請の場合のみ記入

世帯主氏名 ⑩

受診者との続柄

次のとおり申請します。

申請内容	除外 ・ 除外の解除 ※どちらかに○を付けてください。
理由	<除外に○をした方のみ記載> 1 通院または入院しているため 2 施設に入所しているため 3 その他 () <除外の解除に○をした方のみ記載> 1 退院したため 2 施設を退所したため 3 その他 ()
送付先	〒
連絡先	自宅 ・ 携帯 ・ 職場 ()

- (注意事項)
- 1 受診者に代わって、受診者の属する世帯の世帯主が申請することができます。
 - 2 申請内容に関わらず、当該申請者に対する決定通知等の発行は省略いたします。

《市町職員 確認欄》

- ・生活機能評価同時実施 有 ・ 無
- ・除外の解除を申請する場合、今年度の受診券交付を希望 する ・ しない
- ・市役所（町役場）宛に送付を希望 する ・ しない

職員印